

亀山市告示第78号

亀山市田園景観推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市田園景観推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市田園景観推進事業補助金交付要綱（平成27年亀山市告示第79号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（失効）

3 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表れんげの項中「3,000円」を「3,500円」に改め、同表そば コスモス 菜の花の項中「5,000円」を「4,000円」に改め、同表ひまわりの項中「6,300円」を「3,500円」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。